

2 業績ハイライト（単体）

2021年度 中間決算概要

当中間期における我が国経済は、前半は政府による経済対策や海外経済の回復、新型コロナワクチン接種の進展等を背景に幅広い業種で景況感の改善が見られたものの、7月以降は新型コロナウイルス変異株の広がりによる感染拡大“第5波”が猛威を振るい、新規感染者の急増等により、19都道府県を対象に4回目の「緊急事態宣言」が発令されました。その後、感染状況が改善に向かい、9月末をもって全面解除となったものの、当行の主要な営業エリアである静岡県・神奈川県においても、緊急事態宣言下の様々な行動制限によって社会経済活動は急速に停滞し、足許の景況感は小幅な改善に止まっております。

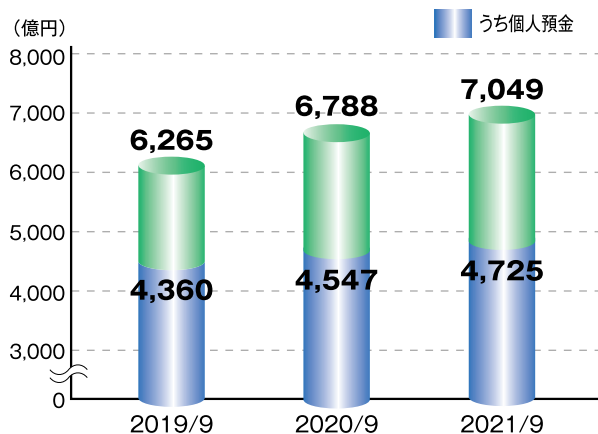
先行きにつきましても、新型コロナウイルス感染再拡大への懸念や海外経済の減速、半導体不足等の影響など不透明な状況にあり、実体経済や景況感は厳しい状況が続いております。

このような状況下、当行は第13次中期経営計画『進化Ⅲ』において、行動指針「Change（改革）& Action（実践）」のもと、基本方針の柱である「お客様中心主義」を進化させ、あらゆる場面でお客様との接点を深め、細部に亘るマーケティングを実践し、地域の皆さまやお客様のニーズに合った商品・サービスの提供、諸施策の推進に努めてまいりました。その結果、着実にお客様が増加し、次のような成果を収めることができました。

預金残高

～年間増加率3.8%～

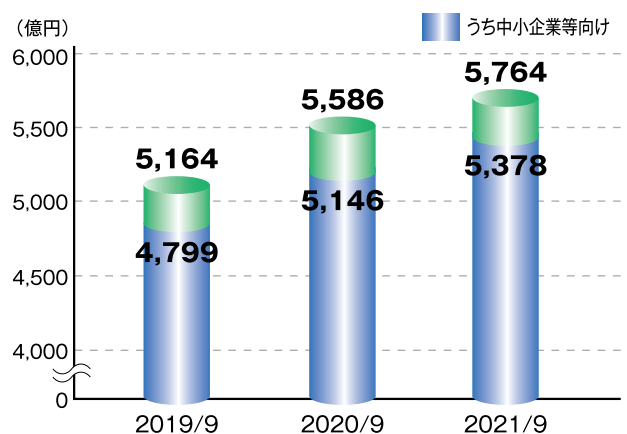
主に店舗周辺のお客様を対象とした「ご近所応援定期工ル」、年金関連サービスの推進等により、預金残高は前年同期末比260億円3.8%増加の7,049億円となりました。



貸出金残高

～年間増加率3.1%～

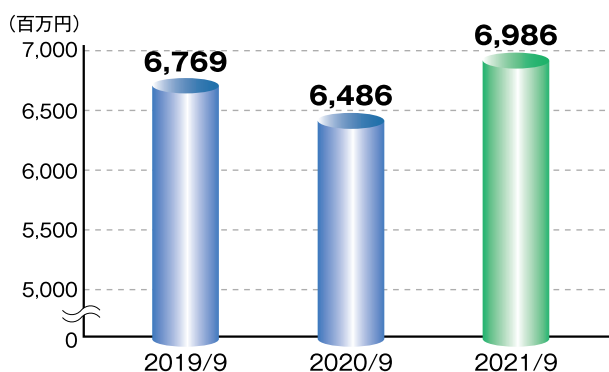
定期的な顧客訪問によって金融仲介機能の発揮に努め、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたお客様への継続的な金融支援等により、貸出金残高は前年同期末比177億円3.1%増加の5,764億円となりました。



経常収益

～3年振りの増収～

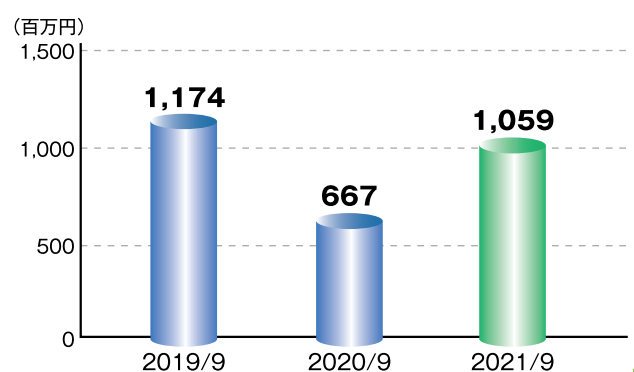
貸出金利息が3年連続で増加したほか、役務取引等収益も増加するなど本業が堅調に推移したこと等により、経常収益は前年同期比5億0百万円7.7%増収の69億86百万円となりました。



中間純利益

～3年振りの増益～

本業が堅調に推移したほか、有価証券関係費用の減少等により、中間純利益は前年同期比3億92百万円58.7%増益の10億59百万円となりました。



2 業績ハイライト（単体）

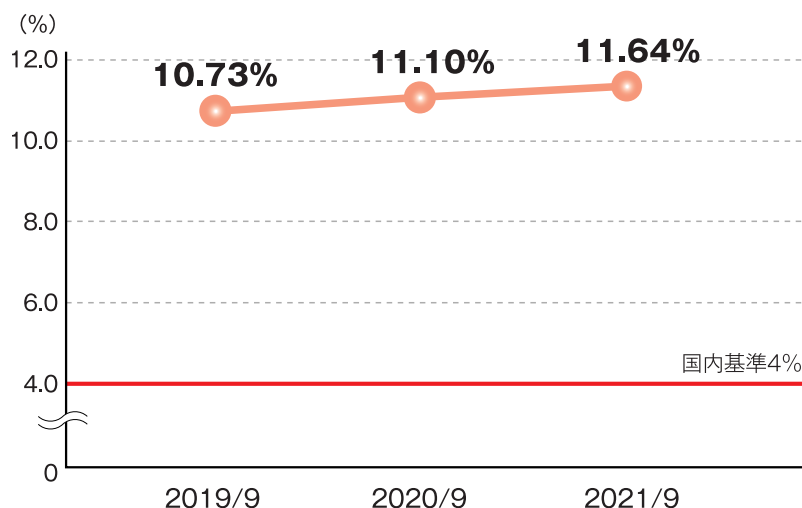
自己資本比率

11.64%

高水準の自己資本比率を堅持

自己資本比率は、銀行経営の健全性を示す重要な指標の一つとされており、国内基準で4%が求められています。

自己資本比率は11.64%と国内基準の4%を大きく上回り、高水準の自己資本比率を堅持しています。



金融再生法開示債権比率

1.51%

1%台 高い健全性を維持

単位：百万円

| | 2020年9月期 開示債権額 | 2021年9月期 開示債権額 |
|---------------------|-------------------|-------------------|
| ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 1,765 | 2,537 |
| ② 危険債権 | 4,029 | 6,053 |
| ③ 要管理債権 | 449 | 161 |
| 小 計 | 6,245 | 8,753 |
| 金融再生法開示債権比率 | 1.11% | 1.51% |
| ④ 正常債権 | 553,052 | 568,452 |
| 合 計 | 559,298 | 577,205 |

| | | |
|---------------------|--------|--------|
| 貸倒引当金及び担保・保証等による保全額 | 5,480 | 7,540 |
| 保 全 率 | 87.75% | 86.14% |

用語解説

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。

②危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。

③要管理債権

- 3か月以上延滞債権
元金または利息の支払が3か月以上延滞している貸出債権。
- 貸出条件緩和債権
経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することを目的に債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出債権。

④正常債権

債務者の財務状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①～③以外に区分される債権。

保全の状況

保全率 86.14%と、保全状況は十分な水準にあります。

不良債権のうち「貸倒引当金」や「担保・保証等」で86.14%カバーされています。これらの不良債権には通常の返済が見込まれる先も多く含まれており、全てが損失となるわけではなく保全状況についても十分な水準にあります。また貸倒引当金、担保・保証等でカバーされていない部分につきましても自己資本で十分にカバーできます。